

関係団体・市町村への意見照会結果（10/28～11/21）  
【条例骨子素案について】

※意見は原文から一部要約の上記載しています

| 番号 | 回答   | 団体（五十音順）、<br>市町村   |
|----|--|--------------------|
| 1  | <p>・第3回県人権政策審議会において「人権オブズパーソン（仮称）」設置が示されたことで、具体的な「取り組み（施策）」が明らかにされ、審議もより具体的になったことに感謝。</p> <p>・審議会委員から多数指摘があったように、相談者からいきなり「人権オブズパーソン（仮称）」につなぐのではなく、三重県のようにまず県がしっかりととかわり、整理（助言、調査、市町村・関係機関との調整など）を行い、必要と認めた場合は「人権オブズパーソン（仮称）」に。そして「意見表明」「是正要請」などを行う。こうした方向に賛成。</p> <p>・審議会委員から「被害者が求めているもの、その多くは裁判という法的結果での金銭というよりは、差別行為をやめてほしいこと。県としてこのような具体的取り組みを行うこと、差別はいけないということを行うことは大変意義がある」という意見や、三重県の「不動産売買に係わる土地差別事案」での条例に基づく説示事案を踏まえ、「長野県としても何が削除されたかなどを公表する必要がある」という意見に賛成。</p> <p>・上記内容を踏まえ「条例」に入れてほしい項目と内容を以下意見する。</p> <p>(1) 「助言、調査、調整」、「状況の公表」、「財政措置」「人権オブズパーソン（仮称）の設置と役割」、「意見表明」、「是正要請」、「説示」「あっせん」（条項としてそれぞれ内容を明記。）</p> <p>条項として明記することで、県の役割、「人権オブズパーソン（仮称）」の役割をわかりやすくすることで、県民（特に被害者）が相談しやすくなると思う。</p> <p>※「長野県条例」なので、主体は県としての役割（県は差別・人権侵害に対して何を行うのか）を具体的に示す必要があるはずである。なお、「県が加害対象となる事案も考えて、第三者機関に委ね、県は直接対応しない」という考えについて、県が加害対象となる事案は別に考えるべきと考える。条項に県が加害者となる事案の対応事項をいれるとしたらどうしたらいいかは審議会で審議してほしい。</p> <p>(2) 「骨子素案」における「(11) インターネット上の誹謗中傷等の防止」(1)の「…必要な教育及び啓発…」について、「必要な」具体的な内容を明記すべきと考える。たとえば「国、市町村、関係機関と連携し、県民及び事業者に対し、人権意識の高揚、SNS等インターネットを利用する場合におけるモラル及びリテラシーの向上に取り組む等人権侵害の防止に向けた教育及び啓発その他必要な施策に関する事項」。</p> <p>(3) 「骨子素案」における「(11) インターネット上の誹謗中傷等の防止」(2)の「…必要な措置を…」について、具体的に条項として、「削除措置の要請」を条項として明記すべきと考える。</p> | NPO法人人権センター<br>ながの |

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「骨子素案」（9）人権教育及び人権啓発について<br/>この条項においても「…必要な人権教育及び人権啓発…」とあるだけなので、「必要な」具体的な内容を明記すべきと考える。たとえば、「差別、人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育む」、「差別、人権問題の発生を防止するため必要な人権教育、人権啓発を行う」、「人材育成」など。<br/>教育委員会の意見を再度求める。理由は、本年国において「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定され、新たな視点での内容や項目が示されているからである。</li> <li>「アウティング」について<br/>人権課題すべてに当てはめることは課題があるようだ。その定義など議論が必要と考える。<br/>たとえば部落問題の場合でいうと、名前だけではなく部落にルーツをもつ地名や、部落と関係する地域に住んでいることでの「部落と見なされる」差別の現実がある。「アウティング」の対象は、名前だけでなく地名や部落にルーツがある地域で部落にルーツを持たない人が住んでいてもそこが対象となるからである。<br/>また、「部落を名乗る」場合、差別をなくすことを目的に、名前や地名を使ったり書いたりすることも当てはめられてしまうおそれがある。あわせて教育や啓発、研究での使用や出版、マスコミ報道などへの影響も考えられること、さらに結果として「部落に係わる情報は一切ふれない」と、教育や啓発の場においても、「曲解」されていくことになる可能性が大きいからである。</li> </ul>  | <p>(続き)<br/>NPO法人人権センター<br/>ながの</p> |
| <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前文”骨子素案段階だからであろうか、前文は、「何を参照し」「どんな現状認識を持ち」「誰のどのような権利を守りたいのか」が、まだ十分に言語化されていない印象がある。最終的な条例の前文には三重県や川崎市等のように具体的な条例や法等を明示していただきたい。(例)日本国憲法に加え、世界人権宣言、自由権・社会権規約、子どもの権利条約、障害者権利条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約等の理念に基づくこと。</li> <li>「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」には、“権利”という概念が明記されていない。しかし、子どもは保護の対象にとどまらず、国際的には明確に“権利の主体”として位置付けられている。現在の日本社会には、子どもを権利の主体として捉える意識がまだ十分に広がっておらず、そのことがさまざまな人権課題の背景にもなっている。このため、本条例においては、国連子どもの権利条約の理念を明確に位置付けることを強く要望する。</li> <li>子どもの最善の利益と意見表明権を尊重する姿勢を明文化することにより、県としての姿勢がより明確になり、実効性の高い施策につながるものと考える。</li> <li>県内の具体的な人権課題（差別・貧困・いじめ等）の簡潔な記述や、人権保障の決意といった要素を盛り込んでいただきたい。</li> <li>目的「県、県民及び事業者の責務」「県民の皆様と改めて共有」とあるが、「県内に暮らし、学び、働くすべての人」が対象であることをのぞむ。</li> <li>人権侵害行為の禁止等「いじめ、虐待又はハラスメントには、学校、福祉施設、医療機関、家庭その他の場における、子どもや支援を必要とする人の意見表明権、自己決定権及び尊厳を不當に侵害する行為を含むものとする。」等を明記いただきたい。</li> <li>県の責務 県の人権施策を推進については、「人権侵害行為により権利が侵害された者の救済及び回復が図られるよう、相談支援、法的支援その他の必要な体制整備に努める」等より具体的に記述いただきたい。</li> <li>県民の責務 “県民の中に子どもの存在が見えにくい印象を受ける。「保護者その他子どもの養育にあたる者は、子どもの人格を尊重し、その権利が守られるよう努めるとともに、子どもの意見を聴き、その成長を支えるよう努めなければならない。」</li> </ul> | <p>長野県社会福祉士会</p>                    |

|   |   |                           |
|---|---|---------------------------|
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども及び若者は、年齢及び発達の程度に応じて、人権が尊重される社会づくりに参加することができる。」といった、子どもの主体性を認める文言を検討していただきたい。</li> <li>・事業者の責務 ハラスメントによる精神疾患、ミッシングワーカー化が社会課題になっている。「事業者は、職場におけるハラスメント、いじめその他の人権侵害行為を防止するため、就業規則その他の必要な体制を整備するとともに、相談窓口の設置、研修の実施等の措置を講ずるよう努めること。」等企業の社会的責任がより明確化されるよう検討いただきたい。</li> <li>・相談支援体制 現状は「相談に応じる体制」と「紹介・通知」にとどまっているので、①アクセスのしやすさ（無料・多言語・秘密保持・オンライン相談等）、②子どもや障がいのある人への配慮（年齢に応じた説明、手話・要約筆記等）、③継続的な伴走支援・ケース会議、などを明記いただきたい。</li> <li>・人権教育及び人権啓発 条文にSOGIの観点を明確に盛り込んでいただいたことは、大変意義深く、評価している。そのうえで、性の多様性を尊重し、子どもを含むすべての人の人権を保障するためには、人権に基づく性に関する教育（いわゆる包括的性教育）の必要性についても、あわせて検討していただくようお願いする。</li> <li>・災害等の発生時における人権侵害行為の防止等 災害時や感染症流行時は、避難所等でのプライバシー侵害、外国ルーツの人への差別、障がいのある人・子ども・女性への暴力リスクが高まることが各種国際機関でも指摘されているが、そのような「誰がより弱い立場に置かれるか」という視点を条文に反映していただきたい。</li> </ul> | <p>(続き)<br/>長野県社会福祉士会</p> |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県事務局の当初の条例制定に向けたスケジュール案が変更され、審議会の開催回数を増やしたり、改めて関係団体からの意見聴取を行うなど、丁寧に議論を積み上げようとする県の姿勢は評価できる。</li> <li>・この際、さらに県議会や市町村、県民との議論の機会を設けることや、被差別部落出身者や外国人、女性、L G B T S、障がい者など差別される当事者・当事者団体から直接の意見聴取を行うべき。</li> <li>・条例の骨子素案の骨格は、当初のたたき台と大きく変わっていない。条例は「理念条例」「宣言」にとどめ、具体的な対応は「人権政策推進基本方針」の改定で行うという組み立てとなっている。</li> <li>・理念条例ではなく、差別を規制する具体的なシステムを条例に盛り込んで、差別された人を救済し、加害者の行為をただすという、県当局として主体的、積極的に差別事件と直接向き合って、解決に向けた道すじを示す条例にすべき。</li> </ul>  | <p>長野県平和・人権・環境労働組合会議</p>  |

- ・長野県同和教育推進協議会は、県教育委員会をはじめ学校現場の教職員とも連携・協力し、県内の児童生徒の人権教育に関わっている立場から意見を申し上げる。
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定 最終改定平成29年3月14日）では、「大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの社会問題もいじめと同じ地平で起こる。子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与える」という指摘があることを取りあげている。
- ・いじめ防止等の取り組みの為にも、県の人権条例が寄与するところは大きいと考える。いじめ防止のアプローチの視点からも、意見を申し上げる。
- ・県民の責務 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の指針の涵養に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(修正案)

県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の指針の涵養に努めるとともに、差別や人権侵害に対して傍観することなく、相互に人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(理由)

児童生徒のいじめ問題克服の鍵は、傍観者がどう行動するかにかかっているが、社会の中の差別や人権侵害にも通じるので、加筆した。

・インターネット上の誹謗中傷等の防止

インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関するこ

(修正案)

インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために、モニタリングや必要な教育及び啓発に関するここと。特に、児童生徒に対する教育及び保護者に対する啓発活動。

(理由)

「いじめ防止等のための基本的な方針」の「2（5）地方公共団体等が実施すべき施策」には、「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。」とあることから、「教育及び啓発」とともに「モニタリング」について加筆した。

「いじめ防止等のための基本的な方針」には、「学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。」とあり、特に保護者の取り組みが大事と考えるので、「保護者に対する啓発活動」を加筆した。

長野県同和教育推進協議会

|   |   |              |
|---|---|--------------|
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回の審議会で出された資料の「三重県土地差別」問題。県内では「自分が住んでいるとことが部落かどうか教えろ、居住の自由権がある。だから教えろ」など自治体に問い合わせなどの事件が数件おきている現実がある。</li> <li>・さらに、SNS、インターネット上の「部落さらし」によって、部落のことを言えずに暮らしている人や、子どもたちにまで、間違った情報や悪意に満ちた情報などが拡散され、その辛さははかりしれない。</li> <li>・こうした差別の現実に対する、県としての具体的な取り組みが喫緊の課題である。</li> <li>・ところが、第3回の審議会に出された「条例骨子素案」は前回とほぼ同じ。私どもは、これまで2回の意見聴取で意見したことは、「理念条例」ではなく、差別の現実を踏まえ、長野県として「助言」や「調査」、「是正要請」、「説示」「あっせ・ん」、「状況の公表」、「財政措置」など、三重県のように具体的取り組みを明記することである。改めて求める。</li> </ul> | 部落解放同盟長野県連合会 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先日、「長野県人権尊重の社会づくり条例骨子案（たたき台）」に対し意見を提出した「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進」に関する事項が、今回の骨子素案にて明確に記載されていない。<br/>については、条例案に以下の内容を追記するよう、改めて強く意見を申し上げる。<br/>「2 前文」への追記<br/>追記内容：日本国憲法や世界人権宣言の理念に加え、部落差別の解消の推進に関する法律、その他差別の解消を目的とした法律の趣旨、及び長野県の歴史的背景を踏まえた部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に積極的に取り組む旨を追記すること。<br/>「3 各条文（1）目的」への追記<br/>追記内容：条例の目的に、部落差別の解消の推進を明確に記載すること。<br/>「3 各条文（9）人権教育及び人権啓発」への追記<br/>追記内容：人権教育及び啓発の内容に、部落差別の解消に向けた取り組みを具体的に記載すること。</li> </ul>                     | 佐久市          |

## 【人権オンブズパーソン（仮称）制度について】

※意見は原文から一部要約の上記載しています

| 番号 | 回答   | 団体（五十音順）、<br>市町村   |
|----|--|--------------------|
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権オンブズパーソン（仮称）」設置については賛成。</li> <li>・但し、条例「骨子素案」についての意見で記した通り、審議委員から多数指摘があった、相談者からいきなり「人権オンブズパーソン（仮称）」につなぐのではなく、三重県のように県の主体的役割、（整理、助言、調査、市町村・関係機関との調整など）を行い、必要と認めた場合は「人権オンブズパーソン（仮称）」に対応と意見を求め、県として「意見表明」「是正要請」「説示」「あっせん」などを行うよう条例明記と、フロー図についても、県と連携線がつながるように示すべきと考える。</li> <li>・なお、フロー図に「②に強制権限はない。」とあえて記す必要はないと考える。</li> </ul>   | NPO法人人権センター<br>ながの |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に重要であり、早期の設置が待たれる。</li> <li>・実効あるものとして機能することを期待する。</li> <li>・骨子素案の中にはどのように位置づくのか気になるところ。</li> </ul>  | 長野県教職員組合           |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権オンブズパーソン制度（仮称）のイメージへの提案</li> <li>・①独立性・中立性の確保<br/>　　オンブズパーソンは知事任命となっているが、「知事その他の執行機関から独立して職務を行う」ことを条例上明記し、行政内部の利害から自由な立場で意見表明・勧告ができるようにすることを提案する。<br/>　　スウェーデンの子どもオンブズマン制度では、政府が任命するものの、法律上「独立した組織」として位置付けられている。<br/>　　こうした枠組みを参考に、「県の機関からの独立性」を明文化すると、忖度や形骸化を防ぎやすくなると思う。”</li> <li>・②人選<br/>　　オンブズパーソンの職務が実効性をもって遂行されるよう、次のような選任方針を明確にしていただくことを提案する。<br/>　　「オンブズパーソンには、その職務の遂行に必要な時間を十分に確保し得る者のうちから選任するよう配慮すること。<br/>　　「任命に当たっては、当該職務に対する関心が高く、継続的に関与する意思と能力が見込まれる者であることを確認するよう努めること。」</li> </ul> | 長野県社会福祉士会          |

|    |  |                   |
|----|--|-------------------|
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の相談窓口としては、現在、学校生活相談センター、長野県子ども支援センターがあるが、県や県教育委員会の役割・責務がわかるとよいと思う。また、相談を受けてから県が何らかの判断をして「オンブズパーソン」で審議する事案を決め出す等、他の関わり方があるとすれば、それを明確にしたフロー図にすべきと考える。</li> <li>学校におけるいじめの解決への道筋では、未然防止の取組、発見時の対応、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱える問題の除去、傍観者の児童生徒への指導、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい関係を作り、新たな活動に踏み出すまでの取組が考えられる。他の人権侵害でも、同じような取組が求められると思う。</li> </ul>   | 長野県同和教育推進協議会      |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>イメージ図だけでは、「人権オンブズパーソン（仮称）」制度の概要、運用の詳細はわからないが、県の相談窓口が差別された人から相談を受けて、必要に応じて「人権オンブズパーソン」に事件を報告し、「意見表明、是正要請、削除要請」などを「オンブズパーソン名義で行う」と記載されている。また「強制権限はない」とも書かれている。</li> <li>このシステムでは、県当局が差別事案を人権オンブズパーソンに「丸投げ」するだけで、県当局として差別事案に直接かかわる対応はしないと読み取れる。これでは、差別に向き合い、差別を許さないという県の主体性、積極性を感じることはできない。</li> <li>三重県の条例の「差別解消調整委員会」のように、人権オンブズパーソンを第三者委員会として条例に明確に位置付け、県の担当部局から必要に応じて、相談を受けた差別事案について諮詢を行い、人権オンブズパーソンから差別事案に関する事実関係の確認や差別事案かどうかの判断について諮詢を受け、県の担当部局が差別を行った人に直接働きかけるという仕組みにすべき。</li> <li>また、差別加害者への対応についても「意見表明、是正要請、勧告」ではなく、三重県の条例のように「助言、説示、あっせん」というより踏み込んだ対応を明記すべき。</li> </ul> | 長野県平和・人権・環境労働組合会議 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「人権オンブズパーソン（仮称）」という第三者機関設置といいう新しい案が示されたことは意義があると考える。しかし、フロー図をみると、県は「人権オンブズパーソン（仮称）」に丸投げで、県として被害者及び加害者に行う事項がないことは問題。</li> <li>三重県のように「人権オンブズパーソン（仮称）」と連携して、県が行うことを条例にはっきり明記すべきと考える。</li> </ul>   | 部落解放同盟長野県連合会      |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的には、県内市町村に対しても、人権オンブズパーソンの設置を求める予定なのかご教示願いたい。</li> <li>また、市や人権擁護委員に寄せられた人権相談についても、対象とすることを想定しているかご教示願いたい。</li> </ul>  | 松本市               |